

# I 利用にあたって

# 利用にあたって

## 【調査の概要】

### 1 調査の目的

2015年農林業センサスは、平成27年を調査年とする農林業構造統計(統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項に規定する基幹統計)を作成し、食料・農業・農村基本計画および森林・林業基本計画に基づく諸施策ならびに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

### 2 調査の対象

農林業経営体調査においては、農林業経営体(試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。詳細は「用語等の解説(農林業経営体)」を参照。)を対象とした。

### 3 調査期日

平成27年2月1日現在で実施した。

### 4 調査方法

農林業経営体調査については、農林水産省一都道府県一市区町村一指導員一調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査により実施した。

### 5 数値について

- (1) この結果概要の数値は、確定値である。
- (2) 統計数値については、各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。  
また、解説中の各表の増減数、増減率、構成割合や統計表中の構成割合等は、四捨五入前の原数値により算出しているため、表上の数値で算出したものと若干の差が生じる場合もある。県計の値は、表側区分ごとの値を四捨五入した後、合計した結果であるため、他の統計表の値と異なる場合がある。
- (3) 表中に用いた記号は以下のとおりである。
  - 「0」…… 単位に満たないもの(例:0.4ha→0ha)
  - 「－」…… 調査は行ったが、事実でないもの
  - 「…」…… 事実不詳または調査を欠くもの
  - 「△」…… 減少したもの
  - 「X」…… 調査客体が少ないため秘密保護の観点から数値を秘匿したもの

## 【用語等の解説】

### 1 用語の解説

#### (1) 農林業経営体

農林業経営体 農林産物の生産を行うかまたは委託を受けて農林業作業を行い、生産または作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積または栽培面積、家畜の飼養頭羽数または出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

①露地野菜作付面積	15a
②施設野菜栽培面積	350㎡
③果樹栽培面積	10a
④露地花き栽培面積	10a
⑤施設花き栽培面積	250㎡
⑥搾乳牛飼養頭数	1頭
⑦肥育牛飼養頭数	1頭
⑧豚飼養頭数	15頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150羽
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽
⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

- (3) 権原に基づいて育林または伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3ha以上の規模の林業(調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」もしくは「森林施業計画」を策定している者または調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林もしくは伐採を実施した者に限る。)
- (4) 農作業の受託の事業
- (5) 委託を受けて行う育林もしくは素材生産または立木を購入して行う素材生産の事業(ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200㎡以上の素材を生産した者に限る。)

農業経営体 農林業経営体のうち(1)、(2)または(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

林業経営体 農林業経営体のうち(3)または(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

家族経営体 1世帯(雇用者の有無は問わない。)で事業を行う者をいう。  
なお、農家が法人化した形態である一戸一人法人を含む。

組織経営体 世帯で事業を行わない者(家族経営でない経営体)をいう。

農家以外の農業事業者(販売目的) 農業経営体のうち、調査期日現在で10a以上の経営耕地を有するか、ある

いは経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上であり、かつ、農産物の販売により農業収入を得ることを直接の目的とする組織経営体をいう。

## (2)組織形態別

法人化している (法人経営体)	農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう(一戸一法人を含む。)
農事組合法人	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
会社	次のいずれかに該当するものをいう。
株式会社	会社法(平成17年法律第86号)に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合資会社	会社法に基づき、合名会社または合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
各種団体	次のいずれかに該当するものをいう。
農協	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織(経済連等)が該当する。
森林組合	森林組合法(昭和53年法律第36号)に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の 各種団体	農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社(第3セクター)もここに含める。
その他の法人	農事組合法人、会社および各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人などが該当する。
地方公共団体・ 財産区	地方公共団体とは、都道府県および市区町村をいう。 財産区とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。

### (3) 土地 経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地(けい畔を含む田、樹園地および畑)をいい、自ら所有し耕作している耕地(自作地)と、他から借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地＝所有地(田、畑、樹園地)－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

#### 経営耕地の取扱い方

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地(借入耕地)とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕地を借り受けて耕作している者の経営耕地(借入耕地)とした。
- (3) 耕起または稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地(借り受けた側の経営耕地)とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地(借入耕地)とした。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地(借入耕地)とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作(出作)している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

#### 耕地の取扱い方

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ(斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。)、残りの部分については耕地以外の土地とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。  
しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはせず耕作放棄地とした。
- (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。
- (4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕

地とした。

- (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。ただし、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。
- (6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地(いわゆる造成草地)も耕地とした。  
なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。
- (7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。
- (8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。
- (9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした(刈敷程度は肥培管理とみなさない。)

## 田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。

水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。

- (1) 陸田(もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稻を作っている土地)も田とした。
- (2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の本本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。  
なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいでいる土地は、たとえ水稻を作っていても畑とした。

## 畑

耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。

## 樹園地

本本性周年作物を規則的または連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1a以上まとまっているもの(一定の畝幅および株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。)で肥培管理している土地をいう。

花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。

なお、樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。

## 所有耕地

所有耕地＝所有地(田、畑、樹園地)－耕作放棄地

## 借入耕地

他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。

## 貸付耕地

他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。

## 耕作放棄地

以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この

数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地をいう。

所有山林	実際に所有している山林をいう。 なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入した山林を含む。 また、共有林などのうち、割り替えされない割地(半永久的に利用できる区域)があれば、それも含めた。
貸付山林	所有山林のうち、山林として使用するため他者が地上権の設定をした山林、他者に貸し付けている土地または分収(土地所有者と造林者が異なり、両方で収益を分配するもの)させている山林をいう。
借入山林	単独で山林として使用するため地上権を設定した他人の山林、他者から借りている山林または分収している山林をいう。 また、共有林などのうち、割り替えされる割地があれば、それも含めた。
保有山林	保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林

#### (4) 農業経営組織別

単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
準単一複合経営経営体	単一経営経営体以外で、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。
複合経営経営体	単一経営経営体以外で、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満(販売のなかった経営体を除く。)の経営体をいう。

#### (5) 農業労働力

経営者・役員等	その農業経営に責任を持つ者をいい、農産物の生産または委託を受けて行う農作業の時期の決定や、作物および家畜の出荷(販売)時期の決定といった、日常の農業経営における管理運営の中心となっている者をいう。 会社等における経営の責任者や役員、集落営農や協業経営の場合は構成員等をいうが、農業経営に対する出資のみを行っていて、実際の仕事に従事していない者は含まない。
雇用者	農業経営のために雇った「常雇い」および「臨時雇い」(手間替え・ゆい(労働交換)、手伝い(金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働)を含む。)の合計をいう。
常雇い	主として農業経営のために雇った人で、雇用契約(口頭の契約でもかまわない。)に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人(期間を定めずに雇った人を含む。)のことをいう。
臨時雇い	日雇い、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人で、手間替え・

ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。

なお、農作業を委託した場合の労働は含まない。

また、主に農業経営以外の仕事のために雇っている人が農繁期などに農業経営のための農作業に従事した場合や、7か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含む。

## (6) 農作業の受託

### 農作業の受託

自分の持っている機械(借入れを含む。)を使って他者の農作業を個人的に請け負ったものと、複数の農家の組織活動として請け負ったものの両方を含む。

### 水稲作作業の受託

全作業受託とは、同一の世帯または組織から水稲作の育苗から乾燥・調製までの全作業を受託したことをいい、経営を委託されたものは含まない。

部分作業受託とは、水稲作の育苗、耕起・代かき、田植、防除、稲刈り・脱穀、乾燥・調製のうち、1種類以上の作業について受託したことをいう。

## (7) 農業生産関連事業

### 農産物の加工

販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工していることをいう。

### 消費者に直接販売

自ら生産した農産物やその加工品を直接消費者に販売している(インターネット販売を含む。)場合や、消費者と販売契約して直送しているものをいう。

### 貸農園・体験農園等

所有または借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。

なお、自己所有耕地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。

### 観光農園

農業を営む者が、観光客等に、ほ場において、自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験させまたは観賞させ代金を得ている事業をいう。

### 農家民宿

農業を営む者が、旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づき都道府県知事の許可を得て、観光客等を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。

### 農家レストラン

農業を営む者が、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し代金を得ている事業をいう。

### 海外への輸出

農業を営む者が、農産物を輸出しているものをいう。



## (8) 総農家・林家等

- 農家 調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。  
なお、「農業を営む」とは、営利または自家消費のために耕種、養畜、または自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。
- 販売農家 経営耕地面積が30a以上または調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
- 自給的農家 経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
- 土地持ち非農家 農家以外で耕地および耕作放棄地を合計で5a以上所有している世帯をいう。
- 林家 調査期日現在の保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。

## (9) 販売農家の主副業別

- 主業農家 農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
- 準主業農家 農外所得が主(農家所得の50%未満が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
- 副業的農家 調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家(主業農家および準主業農家以外の農家)をいう。

## (10) 販売農家の専兼業別

- 専業農家 世帯員の中に兼業従事者(調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者または自営農業以外の自営業に従事した者)が1人もいない農家をいう。
- 兼業農家 世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
- 第1種兼業農家 農業所得を主とする兼業農家をいう。
- 第2種兼業農家 農業所得を従とする兼業農家をいう。
- 生産年齢人口 15～64歳の者の人口をいう。

## (11) 販売農家の農業労働力

- 世帯員 原則として住居と生計を共にしている者をいう。出稼ぎに出ている人は含むが、通学や就職のためよそに住んでいる子弟は除く。  
また、住み込みの雇人も除く。

農業従事者 15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

農業専従者 農業従事者(自営農業に従事した世帯員)のうち調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。

農業就業人口 農業従事者のうち調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者、農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち自営農業が主の者の人口をいう。

基幹的農業従事者 農業就業人口(自営農業に主として従事した世帯員)のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

(参考)世帯員の就業状態区分

区分		仕事への従事状況			
		自営農業のみに従事	自営農業とその他の仕事の両方に従事 自営農業従事日数が多い	その他の仕事への従事日数が多い	その他の仕事 のみに従事
ふだんの 状況	仕事 が主	基幹的農業従事者		農業従事者	
	主に自営農業				
	主に他に勤務	農業就業人口			
	主に農業以外の自営業				
	主に家事・育児	農業従事者			
	主に学生				
その他	農業従事者				

## (12)素材生産

素材生産量 素材とは丸太のことをさし、原木ともいう。  
丸太の体積を表し、一般的には立方メートル(m<sup>3</sup>)の単位で表示する。  
なお、立木買いによる素材生産(立木を購入し、伐木して素材のまま販売することをいう。)量を含む。

## 2 数値の比較について

2005年農林業センサスおよび2010年世界農林業センサスでは、同一の世帯内で複数の者がそれぞれ独立した経営管理または収支決算の下に農業経営または林業経営を行い、そのそれぞれの経営が「農林業経営体」に該当する場合、それぞれを別の農林業経営体として調査を実施していたが、2015年農林業センサスでは、調査対象者の負担軽減のため、同一世帯内で複数の経営を有する場合であっても、当該世帯を1つの農林業経営体として調査を実施するよう変更したため、留意する必要がある。